



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1175 道路の区域変更

(道路保全課)..... 1

1176 道路の供用開始

(")..... 1

告 示

和歌山県告示第1175号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
田辺市中芳養字鎌代1099番3地先から同市中芳養字千町1299番5地先まで	旧	8.22 } 12.57	191.00	古井橋 L=23.51
同上	新	8.22 } 12.57	191.00	古井橋 L=23.51
同上	新	8.46 } 17.76	336.45	仮設道 芳養清川線との重用延長99.00 メートルを含む。 仮橋 L=22.04

和歌山県告示第1176号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 田辺市中芳養字鎌代1099番3地先から同市中芳養字千町1299番5地先まで

供用開始の期日 令和3年11月30日